

2020年6月5日

## 制限緩和措置(6月3日以降)

### 1 船舶の乗客数制限緩和

6月3日、海運・エーゲ海政策省は、フェリー等船舶の乗客数制限を以下のとおり緩和すると発表しました。

- (1) キャビン(客室)のない船舶の乗客上限を50%から60%に緩和
- (2) キャビンのある船舶の乗客上限を55%から65%に緩和
- (3) キャビン内の乗客数上限を1人のみに制限していたところ、2人までに緩和(家族や障害者付き添いの場合は4人まで可。)

### 2 店舗営業再開等

6月3日、開発・投資省は、店舗営業再開等について以下のとおり制限緩和予定を発表しました。

#### (1) 6月6日再開予定

- ・飲食店(レストラン等)の店内全面を使得の飲食
- ・ホテル内のレストラン
- ・売店等における軽食や飲み物の提供(スポーツ施設内売店含む)
- ・屋外イベントにおける食べ物と飲み物の提供
- ・舞台芸術のサポート活動

#### (2) 6月8日再開予定

- ・インターネットカフェ等
- ・キャバレー、ナイトクラブ
- ・ダンスホール、ディスコ、ライブミュージックカフェ、ミュージックホール
- ・ゲーム機のあるカフェ、ゲームセンター、ロタリー
- ・文化・娯楽団体の活動(スポーツ団体及びイベント開催を除く)

#### (3) 6月15日再開予定

- ・季節営業宿泊施設
- ・美術館・博物館等
- ・ジム、フィットネスセンター

- ・娯楽・テーマパーク
- ・その他娯楽施設
- ・温泉施設, サウナ, スパ等
- ・障害者用職業訓練所, 支援施設

(4) 6月29日再開予定

- ・児童用キャンプ

(5) 7月1日再開予定

- ・カンファレンス及び博覧会の開催
- ・コンサート、文化イベントの開催
- ・文化団体の活動

(6) 未だ再開時期が決定されていないもの

- ・映画館(屋内)
- ・学校内売店
- ・高齢者施設(KAPI)
- ・カジノ、カードゲーム等テーブル式のロタリー
- ・ディスコ(飲食サービスの提供)

なお, 上記(1)(2)の店舗等に関しては次の規制が適用されるということです。

- ・飲食店内のテーブル間隔は 0.9~1.8 メートル、客数は 2.20 平方メートルに1人。
- ・ビュッフェスタイルでは互いの距離は 1.5 で食事は従業員が給仕。
- ・ナイトクラブやダンスホールにおける規制は飲食店のものと同様とするが、バーカウンタに客が座ることは不可。
- ・イベント開催者は、人の密集を避けるよう配慮することが推奨される。
- ・ビーチの飲食店におけるアルコール飲料の販売, 音楽, 食事提供を再開する。

在ギリシャ日本国大使館

電 話: 210-670-9910, 9911

F A X: 210-670-9981

H P: <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

メール: [consular@at.mofa.go.jp](mailto:consular@at.mofa.go.jp)

